

平成 24 年 12 月 14 日

各 位

大阪市浪速区立葉一丁目 2 番 12 号  
会社名 株式会社 鳥 貴 族  
代表者 代表取締役社長 大倉 忠司

お詫びとお知らせ

「鳥貴族 新宿 3 丁目店」において、平成 24 年 11 月 23 日にお食事をされたお客様のうち 3 名の方に体調不良の症状があり、新宿区保健所の調査の結果、当該店舗にて提供いたしました食事のなかで、加熱不足による商品が原因である可能性が高いと判断されました。

当該店舗は調査並びに衛生管理体制強化の為、平成 24 年 12 月 12 日より営業自粛を行っておりましたが、本日付で所轄である新宿保健所より行政処分を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

被害者となられたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗並びに当社店舗を日頃からご利用いただいておりますお客様および今後当社店舗をご利用予定のお客様、並びに多くの関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

主な適用条項	食品衛生法 6 条
不利益処分等の内容	平成 24 年 12 月 14 日から 18 日迄の営業停止命令
営業再開日	平成 24 年 12 月 19 日

当社では、日頃より衛生管理と従業員教育を徹底してまいりましたが、この度このような事故を発生させたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

今般の処分を厳粛に受け止め、食の安心安全の確保に向けて全社一丸となり、衛生管理体制を一層強化・徹底し、今後の再発防止に努めてまいります。

なお、当店舗におきましては衛生管理体制強化を行い、平成 24 年 12 月 19 日（水）より営業を再開致します。

皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

以 上